



【令和7年度】
ふじみ野市
市営住宅入居補欠者募集
のしおり（申込書付き）

申込受付期間：令和7年9月12日（金）～19日（金）

《注意事項》

- 市営住宅に空きが生じた場合に、入居できる順番を決める募集です。今回の募集による有効期間1年間に空きが出ない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 応募される方は、このしおりをよくお読みいただいたうえで、申込書に必要事項を記入してください。
（申込みができるのは、申込資格を満たす方に限ります。）
- 申込書及び必要書類は、本人又は同居しようとする親族の方が持参してください。（郵送による申込みはできません。）
- 抽選で当選された方は、このしおりを入居するまで大切に保管しておいてください。

《問い合わせ先》

担当 ふじみ野市役所
都市政策部 建築課
電話 049-262-9043

目 次

1	募集のあらまし	1ページ
	(1) ふじみ野市営住宅とは	
	(2) 入居補欠者募集とは	
	(3) 募集・選定区分	
	(4) 申込み方法	
	(5) 入居補欠者の選定及び順位の決定	
	(6) 家賃・共益費・敷金	
	(7) その他	
2	募集する住宅	2ページ
3	申込みから入居までのスケジュール	3ページ
4	申込資格	4ページ
5	選定の特例	7ページ
6	入居承認有効期間	7ページ
7	補欠登録及び入居資格の喪失	7ページ
8	世帯の収入月額算出方法	8ページ
	(1) 給与所得の計算方法	
	(2) 年金所得の計算方法	
	(3) 事業所得の計算方法	
	(4) 年間総所得金額	
	(5) 控除金額の計算方法	
	(6) 世帯の収入月額	
9	申込みに必要な書類	14ページ
10	個人情報の取り扱い	14ページ
11	入居申込書の書き方(記入例)	15ページ
12	案内図	17ページ
13	主な住宅間取り図	18ページ
14	添付書類(このしおりにはさみ込んである書類です。)	
	(1) 市営住宅入居申込書	
	(2) 生活状況申告書(単身者世帯のみ記入の上、提出してください。)	

1 募集のあらまし

(1) ふじみ野市営住宅とは

ふじみ野市が都市再生機構の所有する賃貸住宅(上野台団地1号棟、2号棟及び霞ヶ丘団地30号棟の一部)を借上げ、住宅に困窮しているふじみ野市内に住所があり、居住している低額所得の世帯に賃貸する住宅です。

この住宅の入居承認期間は、都市再生機構との借上期間に合わせて、上野台団地の1号棟、2号棟については、令和8年(西暦2026)5月19日まで、霞ヶ丘団地の30号棟については、令和25年(西暦2043)年9月30日までとなります。

(2) 入居補欠者募集とは

ふじみ野市営住宅には空気が無いため、住宅の空気が生じた場合に、補欠順位に従い入居できる補欠登録者の募集をするものです。

今回の募集による有効登録期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間です。

有効登録期間内に住宅に空気が生じない場合、又は順番が回ってこない場合は、入居することができません。また、住宅の場所、タイプの選択はできません。

順番が回ってきた住宅への入居を辞退した場合は、登録は無効とさせていただきます。

※ただし、お子さんの通学区などの事情により、上野台住宅あるいは霞ヶ丘第2住宅のどちらかを希望していて、希望していない側の空気が生じた場合は、次順の補欠登録者に順位を譲ることができるものとします。譲った場合には、次順位でお待ちいただけます。

(3) 募集・選定区分

1DK(単身世帯用)入居補欠者8世帯

2DK(2人以上の世帯用)入居補欠者8世帯

※単身者は2DKには申込できません。

2人以上の世帯は1DKには申込できません。

※募集中に住宅の空気が生じた場合など、募集内容を一部変更することがあります。

(4) 申込み方法

申込資格(4ページから)を確認のうえ、申込みに必要な書類(14ページ)を、本人又は同居しようとする親族の方が直接持参してください。

申込受付期間、場所については、3ページをご確認ください。

なお、申込みができるのは、1世帯につき1件です。郵送による申込みはできません。

(5) 入居補欠者の選定及び順位の決定

入居補欠者の選定及び順位の決定は、公開抽選により行います。

※抽選会への出欠は、当落に影響いたしません。

抽選結果は、申込み受付された方全員に通知します。

(6) 家賃・共益費・敷金

家賃は、世帯の収入や住宅の建設時からの経過年数等に応じて毎年度定めます。

共益費として、家賃のほかに住棟内及び団地内の共同施設等の維持管理や環境整備に必要な費用を負担していただくため、家賃と同時に納めていただきます。現在の共益費は、月額4,800円(上野台住宅は、月額3,800円)です。物価の変動や社会情勢の変化により、都市再生機構が共益費の額を改定した場合には、連動して共益費の額を改定します。

家賃及び共益費を納めるため、埼玉りそな銀行上福岡支店の口座からの自動振替の手続をしていただきます。(口座がない場合は、口座を開設していただきます。)

敷金として、入居手続時に家賃の3か月分を納付していただきます。

住宅明渡しの際には、敷金を還付しますが、家賃及び共益費の未納分や入居者の負担で修理していただく箇所等がある場合は、未納分の納付や修理の完了後に還付します。なお、敷金には利子はありません。

(7) その他

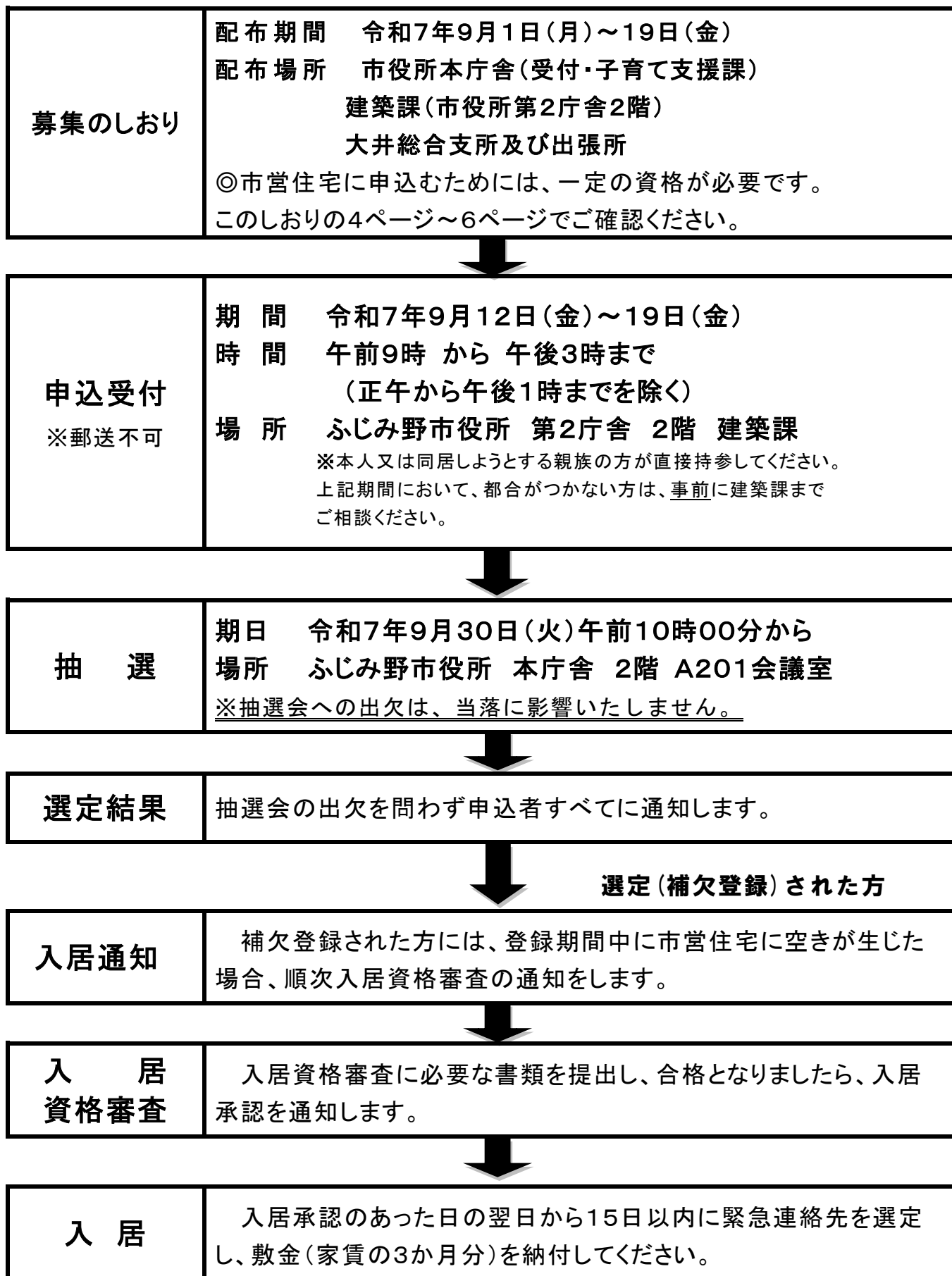
- ・ 住宅及び敷地内でイヌ、ネコ等を飼育することはできません。
- ・ 駐車場については、都市再生機構東日本賃貸住宅本部西埼玉住宅管理センター(UR)で一括管理をしています。希望される方は、直接URに連絡して手続をしてください。(TEL:049-263-2111)
- ・ 市営住宅の入居者も、民間の賃貸住宅と同じように修理義務や原状回復義務がありますので、万一の事態に備え、借家人賠償責任補償や修理費用補償付きの火災保険へのご加入をおすすめします。
- ・ **連帯保証人は不要ですが、緊急時等の連絡先が必要となります。**

2 募集する住宅

住宅名・建設年	間取り/平米	家賃(参考令和7年度)	住戸数 (合計80戸)
霞ヶ丘第2住宅 (30号棟) 平成15年完成	1DK/約38㎡	18,300円～36,000円	14戸
	2DK/約50㎡	24,000円～47,200円	13戸
上野台住宅 (1・2号棟) 平成18年完成	1DK/約38㎡	18,600円～37,000円	24戸
	2DK/約50㎡	24,400円～49,000円	29戸

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造 8、9階建て。全棟エレベーター有。
- ・ 間取り図は、18、19ページをご覧ください。
- ・ ()内の号棟番号は、都市再生機構団地の住棟番号です。

3 申込みから入居までのスケジュール



4 申込資格

申込みは、「名義人の配偶者」及び「名義人を基準とした1親等の血族又は姻族」で構成された世帯に限ります。

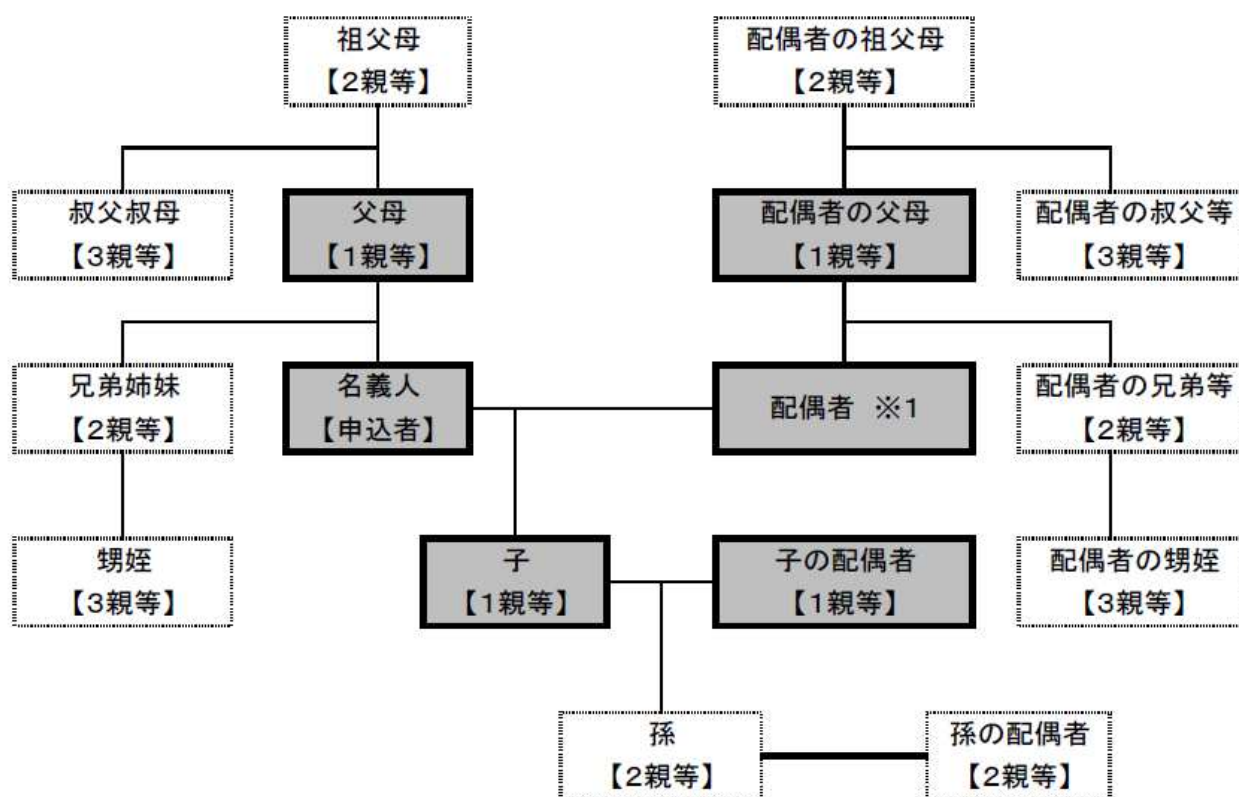
親等図



:同居できる親族



:同居を認められない親族



※1 婚約者、内縁関係の方も含みます。

【申込要件】

【1DK(単身世帯用)を申込みされる方】

申込み時点において次の①～⑨(②を除く)すべての要件を満たしている方に限ります。

【2DK(2人以上の世帯用)を申込みされる方】

申込み時点において次の①～⑧すべての要件を満たしている方に限ります。

- ① ふじみ野市内に住所があり、居住し、市民税その他の市税の滞納がない方。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする配偶者(婚約者及び内縁者、ふじみ野市パートナーシップ宣誓受領証等を交付された方を含む)又は、同居できる親族との同居であること。
- ③ 事実上婚姻関係が解消した世帯で申込みの場合、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること。(DV 被害者を除く)。
- ④ 入居しようとする世帯全員の収入の合計が、次の基準の範囲内にあること。
 - ・月額158,000円以下(一般世帯)
 - ・月額214,000円以下(裁量世帯)

裁量世帯とは

申込者本人、同居又は同居しようとする親族のうち次のいずれかに該当する方がいる世帯。

- ア 1級～4級に該当する身体障がい者手帳の交付を受けている方。
- イ 1級又は、2級に該当する精神障がい者手帳の交付を受けている方。
- ウ ㊤、A、Bの該当する療育手帳の交付を受けている知的障がい者の方。
- エ 申込者本人が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方。
- オ 単身者で、かつ60歳以上の方。
- カ 同居者に中学校卒業前の者がいる方。
- キ 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方。
- ク 原子爆弾被害者の認定を受けている方。
- ケ 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方。
- コ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所等である方。
- サ 市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合。
(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

⑤ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※原則として次に該当する方は認められません。

ア 自己所有(共有持分がある場合を含む)の住宅または宅地を所有している方。

イ 親族の所有する住宅に同居又は居住している方。

ウ 親族の賃借する住宅に居住している方(住所を同一とするその親族との同居を除く)。

エ 都市再生機構賃貸住宅、県営住宅又は住宅供給公社住宅に居住している方。

※ただし、都市再生機構賃貸住宅の入居者のうち、次のいずれかに該当する方は認められます。

(ア) 7ページの「5 選定の特例」に該当する方。

(イ) 入居後における収入の変動によって、家賃の負担率はその年間収入金額の25%以上となった方。

(ウ) 建替事業計画が発表されている団地に居住していて、家賃の負担率はその年間収入金額の20%以上となった方。

⑥ 世帯全員について、市民税その他市税の滞納がないこと。(申込み時についても滞納がないこと。)

⑦ 申込み本人を含めた同居世帯の全員が「暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

⑧ 外国人にあっては、中長期の在留資格があること。

【単身世帯(1DK)の要件】

⑨ 単身者で申込できる方は、次のいずれかに該当する方です。

ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除きます。

ア 60歳以上の方(抽選日現在)

イ 1級から4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方。

ウ 1級～3級に該当する精神障がい者(精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けている方)、

エ ウに規定する精神障がいの程度に相当する、知的障がい者(療育手帳の交付を受けている方)のうち、介護(介助、援助)なしで日常生活を営むことができる方。

オ 恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方。

カ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。

キ 生活保護を受給中又は特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方。

ク 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方。

ケ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である方。

コ DV被害者のうち、次のいずれかに該当する方。

(ア) 婦人保護施設での保護が終了した日から5年を経過していない。

(イ) 裁判所が保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない。

5 選定の特例

以下のいずれかに該当する方は、特例として抽選における当選確率を高くすることとします。(抽選番号を2つ振るものとします。)

- ① 申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が60歳以上の者である世帯
- ② 申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、障がい者手帳(4級以上の身体障がい者か、2級以上の精神障がい者、中度以上の知的障がい者)又は「戦傷病者特別保護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ③ 申込者本人がひとり親世帯であり、現に20歳未満の児童を扶養し、かつ、当該扶養者及び被扶養者のみで構成する世帯(別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係の相手がいる方は該当しません。)

6 入居承認有効期間(ひとり親世帯のみ)

申込者本人がひとり親世帯であり、現に20歳未満の児童を扶養し、かつ、当該扶養者及び被扶養者のみで構成する世帯(離婚調停中の方を含みます。)で申し込みをされる場合は、入居承認有効期間が、同居する児童が20歳に達する日以後の最初の3月末日又は入居の日から10年が経過する日以後の最初の3月末日のいずれか遅い日までとなります。

ただし、申込資格(5ページ④のア～ウ)の障がい者世帯に該当する場合、入居承認有効期間は、都市再生機構との借上期間までとなります。

7 補欠登録及び入居資格の喪失

次のような場合は、補欠登録及び入居資格がなくなります。

- (1) 申込内容が虚偽であることが明らかになったとき。(この場合は、入居又は補欠登録後であっても決定が取消しになります。)
- (2) 補欠登録後に申込資格を喪失したとき。
- (3) 入居資格審査により入居資格がないことが判明したとき。
- (4) 入居可能日の通知を受け、決められた日までに入居の手続が行われなかったとき。
- (5) 申込み後の住所及び電話番号の変更の連絡がなかったため、市から連絡(通知等を含む)が取れなくなったとき。
- (6) 入居後に申込資格を喪失したときは、入居承認が取り消され、明け渡しの請求を受けることがあります。

8 世帯の収入月額算定方法

申込みをした方及び同居予定の親族全員の年間総所得金額(所得税法上の給与・雑所得等)を対象とします。

合算した世帯の合計総所得金額から控除金額の合計(一般控除及び特別控除)を差し引いた後、12で除し世帯の収入月額を算出します。

(世帯の合計総所得金額－控除金額の合計)÷12 → 世帯の収入月額

※ 所得として計算しないもの

次の収入は0円とし、収入となりません。

- ・ 失業給付金、労災保険の各種給付金、遺族年金、障がい年金、仕送り等の非課税所得
- ・ 生命保険の満期等の一時所得、退職金等の一時所得

(1) 給与所得の計算方法

給与所得・・・給料、賃金、賞与などの所得です。

(例)会社員、店員、パート等

年間収入金額・・・所得税や社会保険料などを差し引く前の額

(源泉徴収票の「支払い金額」の欄の額)

年間収入金額 円
(前年の1月～12月分の収入)



年間収入金額を下表に当てはめ、年間給与所得額を算出する。

年間収入金額	年間給与所得の金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	年間収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

※年間収入金額が1,628,000円以上の場合

年間収入金額が1,628,000円～6,599,999円の方は、年間収入金額を4,000で除して、1円未満を切り捨てた後、4,000を乗じる。

(例)2,874,529円÷4,000=718.632→718円

718円×4,000=2,872,000円

算出後の年間収入金額 2,872,000 円

次ページへ



算出後の年間収入金額を下表に当てはめ、年間総所得金額を計算する。

年間収入金額	年間総所得金額
1, 628, 000円 ～1, 799, 999円	年間収入額 × 0. 6 + 100, 000円
1, 800, 000円 ～3, 599, 999円	年間収入金額 × 0. 7 – 80, 000円
3, 600, 000円 ～6, 599, 999円	年間収入金額 × 0. 8 – 440, 000円
6, 600, 000円 ～8, 499, 999円	年間収入額 × 0. 9 – 1, 100, 000円



年間総所得金額 円……A①

※給与収入のみの方は、年間総所得金額から、10万円を限度額（所得額が10万円未満の場合はその額）に控除します。

(2) 年金所得の計算方法

年金所得……厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。

(例) 老齢年金、退職年金等

年間年金額 (所得税や社会保険料などを差し引く前の額)

年間年金額 円

(前年の1月から12月分)



年間年金額を下表に当てはめ、年間年金所得金額を計算する。

受給者の年齢	年間年金額	年間年金所得金額(円)
65歳未満の方	600, 000円以下	0円
	600, 001円以上 1, 300, 000円未満	年間年金額 – 600, 000円
	1, 300, 000円以上 4, 100, 000円未満	年間年金額 × 0. 75 – 275, 000円
	4, 100, 000円以上 7, 700, 000円未満	年間年金額 × 0. 85 – 685, 000円
65歳以上の方	1, 100, 000円以下	0円
	1, 100, 001円以上 3, 300, 000円未満	年間年金額 – 1, 100, 000円
	3, 300, 000円以上 4, 100, 000円未満	年間年金額 × 0. 75 – 275, 000円
	4, 100, 000円以上 7, 700, 000円未満	年間年金額 × 0. 85 – 685, 000円

※受給者の年齢区分は、当年の12月31日の年齢によります。



年間総所得金額 円 ……A②

※年金収入に係る雑所得を有する方は、年間総所得金額から、10万円を限度額（所得額が10万円未満の場合はその額）に控除します。

※給与所得及び年金収入に係る雑所得の両方を有する方は、給与・雑所得から、10万円を限度額(所得額が10万円未満の場合はその額)に控除します。

(3) 事業所得の計算方法

事業所得……農業、小売業、サービス業等から生じる所得です。

(例) 自営業、サービス業、外交員等

年間総所得金額 円 ……A③
(前年の1月～12月分)

※ 前年分の所得税の確定申告書又は当年度の市・県民税申告書の所得金額(年間収入金額－必要経費)

(4) 年間総所得金額

(1)のA①、(2)のA②、(3)のA③の該当する年間総所得金額を合計してください。

A①+A②+A③= 円 ……A

↓

★世帯の総所得金額

(5) 控除金額の計算方法

1の「同居・扶養親族控除」は単身者を除くすべての世帯に該当します。

2～7の控除は、世帯に老人扶養親族、特定扶養親族等、ひとり親、寡婦、特別障がい者、障がい者がいる場合に、1の「同居・扶養親族控除」に加え、該当する控除を計算してください

	控除の種類	控除を受けられる方	控除金額
1	同居・扶養親族	申込者本人を除く同居しようとする親族（婚約者含む）及び所得税法上の扶養親族で同居しない方 * 出産予定の子は含みません。 * 同居しようとする親族は、所得税法上扶養関係がなくても親族控除の対象になりますが、現に同居していない親族や扶養親族でない方と呼んで一緒に申し込むことはできません。	1人につき 年 380,000 円

以下の2～7の控除は1の親族控除とあわせて控除します。

2	老人扶養控除	扶養親族のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 100,000 円
3	特定扶養親族等控除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方（配偶者は該当しません）	1人につき 250,000 円
4	ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻又は事実上婚姻状態にない方で、生計を一にする子（所得 48 万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が 500 万円以下である方	1人につき 350,000 円 <u>ただし、所得額が 350,000 円未満の場合は所得額</u>
5	寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず。事実上婚姻状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。 (1) 夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族があり、合計所得金額が 500 万円以下の方。 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が 500 万円以下の方。	1人につき 270,000 円 <u>ただし、所得額が 270,000 円未満の場合は所得額</u>

6	特別障がい者 控 除	申込者本人、同居親族又は同居しない扶養親族で次のいずれかに該当する方 ① 身体障がい者手帳1・2級の方 ② 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方又は児童相談所、障がい者更正相談所等の判定により知的障がい者と判定された方のうち重度(㊤、A) ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ④ 精神に障がいのある方で国民年金又は厚生年金の障がい年金証書1級の方 ⑤ 戦傷病者手帳特別項症から第3項症の方 ⑥ 原爆被爆者のうち、原子爆弾被爆者にたいする援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦ その他常に就床を要し、複雑な介護を要する方、精神又は身体に障がいのある65歳以上で福祉保健センター長の認定を受けており、かつ所得税法上の特別障がい者控除を受けている方	1人につき 400,000 円
7	障がい者控除	障がい者手帳等を交付されている方で上記の特別障がい者控除に該当しない方	1人につき 270,000 円

※ 控除対象配偶者とは、次の4つの要件の全てに当てはまる方です。

- (1) 民法の規定による配偶者であること
(内縁関係の人は該当しません。)
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が48万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

※ 扶養親族とは、次の4つの要件のすべてに当てはまる方です。

- (1) 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村長から養護を委託された老人であること。
- (2) 納税者と生計を一にしていること。
- (3) 年間の合計所得金額が48万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
- (4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

※ 11、12ページ表中に記載の控除対象の年齢は、入居可能日の前日時点での年齢で計算します。

★控除合計金額

円 ……B

1～8までの合計金額

(6) 世帯の収入月額

A(世帯の年間総所得金額)

円

－

B(控除合計金額)

円

÷ 12

C(世帯の収入月額)

=

円

上記C(世帯の収入月額)が15万8千円(裁量世帯に該当する場合は21万4千円)を超えている場合は、申込(入居)資格がありません。

9 申込みに必要な書類

(1) 申込者全員に提出していただく書類

市営住宅入居申込書

このしおりに添付されている入居申込書に、記入例に従いご記入の上、提出してください。

※申込み内容が虚偽であることが明らかになったときは失格となります。

(2) 単身世帯の方に提出していただく書類

生活状況申告書

このしおりに添付されている生活状況申込書に、記入例に従いご記入の上、提出してください。

※入居補欠者として選定された方で入居資格審査の通知が届いた方は、入居資格審査提出書類を提出していただきます。

10 個人情報の取り扱い

ふじみ野市では、住宅政策の一翼を担う公的住宅供給主体として、住宅・まちづくりを通じ、市民生活の安定と社会福祉の推進に寄与するにあたり、市民の個人情報保護の重要性を認識し、次の方針に基づき個人情報の保護に努めます。また、この方針を実行、維持するため、継続的改善に取り組んでまいります。

なお、特定個人情報の取扱いにつきましては、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針について(依命通達)(平成27年10月5日付け通達ふ契第1号)及びふじみ野市特定個人情報等の保護に関する取扱規程について(依命通達)(平成31年1月10日通達ふ情第1号)に定める事項を優先します。

- 1) 当市は、必要な範囲に限定した適切な個人情報の取得、利用及び提供を行います。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(目的外利用)を行わず、そのための措置を講じます。
- 2) 当市は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
- 3) 当市は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。
- 4) 当市は、個人情報に関する苦情及び相談に、適切かつ迅速に対応いたします。
- 5) 当市は、個人情報の保護に努め、この方針を実行、維持するため、継続的に改善いたします。

11 入居申込書の書き方(記入例)

様式第1号(第3条関係)

市営住宅入居申込書

① 令和7年9月〇〇日

ふじみ野市長 宛て

ふじみ野市営住宅に入居したいので、ふじみ野市営住宅条例第8条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

抽 選 番 号	
DK	

申 込 者	フリガナ氏名	② フジミノ タロウ ふじみ野 太郎		生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
	住 所	〒356-8501 ③ ふじみ野市福岡1-1-1		電話番号	④ 〇〇〇-〇〇〇〇		
	勤務先	所在地	⑤ 埼玉県□□□市△△△〇丁目〇-〇〇				
		名 称	〇×事務所	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇		
⑥ 同 居 し よ う と す る 者	続柄	フリガナ氏名	生年月日	⑦ 年齢	⑧ 職業	⑨ 障がい 部分 級	(円) 収入月額 ※申込者記入不要
	本人	② フジミノ タロウ ふじみ野 太郎	S〇〇.〇.〇	〇〇	事務員	身体 2	
	妻	フジミノ ハコ ふじみ野 花子	S〇〇.〇.〇	〇〇	無職		
希望する市営住宅・間取り				特例世帯	高 齢	障がい	ひとり親
⑩ 上野台・霞ヶ丘住宅 2 DK							
住宅に困っている事情					所有している不動産		
⑪ 家賃が高いため。 建替のため、転居を求められている。					⑫ なし		
⑬ 現在居住している住宅							
① 民間賃貸住宅				家賃	⑭ 55,000 円		
2 都市再生機構賃貸住宅							
3 親族所有の住宅				間取り	⑮ 2DK		
4 その他()							

上記のとおり相違ありません。また、申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議ありません。入居資格の審査に当たり、世帯全員のふじみ野市税等の納付及び所得状況について、ふじみ野市が関係公簿等を調査することについて同意します。

氏 名 ⑯ ふじみ野 太郎

申込書の記入にあたってのお願い

※次の注意事項を確認の上、記入してください。

- ① 申込日は、実際に申込みする日を記入してください。
- ② フリガナは、カタカナで記入してください。
- ③ 住所は、番地(アパート・マンション名等がある場合には、アパート・マンション名、室番号まで)を略さず記入してください。
- ④ 電話番号は、携帯番号等連絡がつく番号を記入してください
- ⑤ 勤務先の所在地は、都道府県から記入してください。
- ⑥ 本人を含め、同居しようとする方(親族)を漏れなく記入してください。
- ⑦ 年齢は、申込日現在で記入してください。
- ⑧ 職業は、具体的に(会社員・店員・パート・アルバイト・無職・学生(中学生・高校生等)など)をはっきり記入してください。
- ⑨ 障がい者の欄の部分には、身体、精神等の別を記入し、級については、1級～4級又はA、B等を記入してください。
- ⑩ 希望する住宅がある場合は記入してください。ただし、希望どおりの住宅を確約するものではありません。
- ⑪ 住宅に困っている事情を具体的に記入してください。
- ⑫ 所有している不動産があれば「あり」、なければ「なし」と記入してください。「ある」場合は、所有する不動産の状況を確認させていただきます。
※自己所有の住宅又は宅地を所有する方は、申込できません。
- ⑬ 現在居住している住宅に該当するものに○をしてください。
- ⑭ 現在居住している住宅の家賃(月額)を記入してください。
- ⑮ 現在居住している住宅の間取りを記入してください。
- ⑯ 申込者ご本人が必ずご署名ください。

12 案内図

〈上野台地区〉



〈霞ヶ丘地区〉



13 主な住宅間取り図

【上野台団地1号棟及び2号棟】
(平成18年度完成)

1DK
住戸専用面積:38.00㎡



2DK
住戸専用面積:49.96㎡

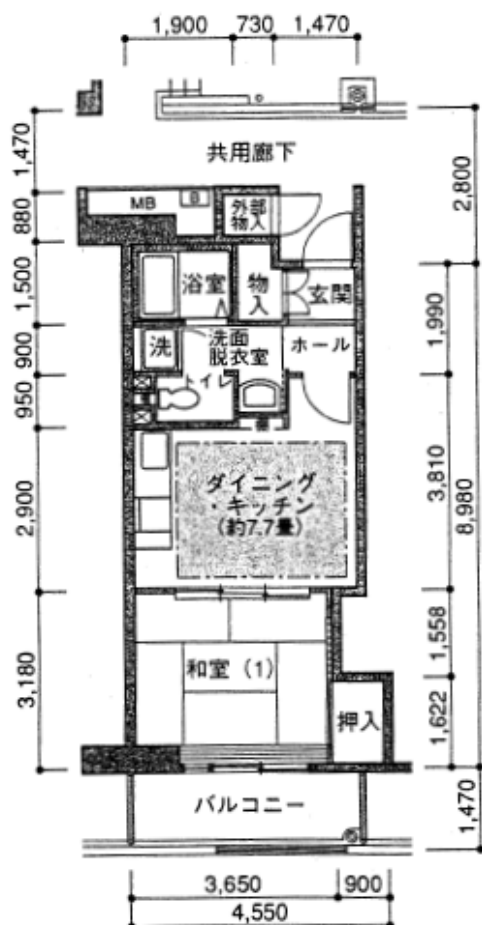


【霞ヶ丘団地30号棟】

(平成15年度完成)

1DK

住戸専用面積:38.03㎡



2DK

住戸専用面積:49.86㎡

